

令和8年1月7日

保護者の皆様へ

西粟倉村教育委員会
西粟倉小学校
西粟倉中学校

「タブレット活用のルール」の確認及び同意書の提出について

新春の候、保護者の皆さまにおかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、学習内容を理解し、より豊かな学びにしていくために、タブレットを上手に活用していくことが求められています。西粟倉村でも、3学期よりタブレットを新型の機種に入れ替えました。このタブレットは西粟倉村から貸し出されたものであり、5年間使用する前提で購入しています。

また、西粟倉村ではタブレットを使用するにあたって、下記の「タブレット活用のルール」を定めています。タブレットを「安心・安全・快適」に活用するために、タブレット活用のルールをご理解いただき、別紙の同意書を1月9日（金）までに担任まで提出をお願いします。

タブレット活用のルール

1. 目的

- 学習内容を理解し、より豊かな学びにしていくため。

2. 使用における注意

- 学習活動のために活用し、それ以外の使用は禁止する。
- 貸し出されている物品なので、大切に扱い破損や故障がないようにする。
(例えば、以下のような扱い方をしないよう注意する。)
 - ・落下させたり、紛失したりしないようにすること。
 - ・持ったまま走ったり、地面に置いたりしないようにすること。
 - ・水に濡らしたり、湿気の多いところで使用したりしないようにすること。
 - ・直射日光に当たるところやストーブの近くでは使用しないようにすること。
 - ・指で触れる、または、専用ペンで使用するようにし、シャープペンシルやペンなどで触れたり、落書きをしたり、磁石を近づけたりは絶対にしないようにすること。
- タブレットを持ち帰る場合は、登下校中はタブレットをタブレットケースに入れること。
- タブレットを持ち帰る場合は、家庭で充電をすること。充電の際は、貸し出している充電器を使用すること。また、充電器は家庭で保管をすること。
(タブレットを持ち帰らない場合は学校で充電する。)
(注意) 貸し出している充電器以外の機器で充電をした場合、パソコンに不具合が生じ故障の原因となりかねない。

3. 家庭での使用に際して

- 保護者と決めた、「家庭でのルール」を守ること。
- タブレットは保護者と一緒に管理すること。

4. 健康のために

- 正しい姿勢で、画面から 30 cm以上離して使用すること。
- 30分に一度は休憩し、遠くの景色を見るなど、目を休ませるようにすること。
- 就寝1時間前は使用しないこと。

5. 安全な使用

- インターネットの閲覧には制限がかけられているが、もし、怪しいサイトに入ってしまったときは、すぐにタブを閉じ、先生や保護者の方に知らせること。

6. 個人情報など

- タブレットの貸し借りはしないこと。
- 自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号、写真など）は、インターネット上に絶対に載せないこと。
- 誹謗中傷の書き込みは絶対にしないこと。

7. カメラでの撮影

- 先生が許可した場合のみ使用すること。
- カメラで人や個人の所有物等を撮影するときは、必ず撮影する前に相手に許可をもらうこと。

8. データの保存

- インターネットからデータ（画像や動画など）をダウンロードするときは、著作権等に注意し、不用意なダウンロードは行わないこと。（わからないときは先生や保護者の方に相談する。）

9. 使用の制限

- 「タブレット活用のルール」が守れないときは、タブレットの使用制限を厳しくするか、使用を禁止する。

10. 不具合や故障

- 壊れたり、なくなったりした場合は、次の登校日に学校に報告する。なお、故意や明らかな過失による故障、紛失については費用を負担していただく場合がある。

【負担を求める場合の例】

- ・叩く、投げる、踏みつける、水没などの故意による故障。
- ・学校からの指示なく家庭外へ持ち出したの故障（登下校を除く）。
- ・使用者以外の者が勝手に使用しての故障。⇒使用者でなく壊したものに負担を求める など

【負担を求めない場合の例】

- ・学習活動中や、登下校中、家庭内で不慮による衝撃などでの故障。
- ・ルールに従った使用中の不具合や故障。 など